



# 第1部 序 論

第1章 計画策定趣旨

第2章 計画の構成

第3章 玉村町の概況

第4章 玉村町を取り巻く社会潮流

第5章 玉村町の主要課題

# 第 章

# 章 計画策定趣旨

本町では、平成13年4月に「第4次玉村町総合計画」を策定し、「主役はあなた! キラリと輝く笑顔のまち・たまむら」を将来都市像に掲げて、まちづくりを進めてきました。

平成13年から現在まで、乗合タクシー「たまりん」の運行、北部公園の整備、まちづくり全般にわたる指針となる玉村町自治基本条例(以下「自治基本条例」と言います。)の施行、消費生活センターの開設、住民活動サポートセンターの開設などを実現し、住民主役のまちづくりを実践してきましたが、現行の第4次総合計画は、平成22年度で計画期間が終了することになります。

第4次総合計画の計画期間中に、本町を取り巻く社会環境は大きく変化しました。平成の大合併が進み、前橋市、高崎市、伊勢崎市、藤岡市など本町隣接の自治体は、次々と合併してその規模を拡大しました。さらに、少子高齢化の進行、人口減少時代への移行など社会全体が転換期を迎えています。これまで一貫して増加してきた本町の人口も、平成16年をピークとして人口減少傾向が現れてきました。さらには、世界的な景気後退による税収の低迷、国の財政状況の悪化などに伴い厳しい財政状況に置かれています。今まで以上に効率的な地域経営が求められるとともに、住民の暮らしを守り、安全で安心できる地域社会を維持することが、さらに重要になっています。

本町では、平成19年4月に施行したまちづくり全般にわたる指針である「自治基本条例」を踏まえて、今後10年間を見据え、下記の計画策定方針に基づき、まちづくりの指針となる「第5次玉村町総合計画」を策定しました。

# 計画策定方針

#### 住民参画

計画策定にあたり、住民の意見や提案を計画に反映させるために、住民意見交換会やパブリックコメント、審議会委員の公募等を実施し、住民参画に努めます。

#### 将来像を見据えた計画

周辺自治体が合併するなか、本町が自律していくための長期的な視点に立ち、めざす将来像を明確にし、それを見据えた計画づくりを行います。

#### 社会状況の変化に備えた計画

少子高齢化の進行、地球温暖化対策の強化、地域主権への移行などの社会状況の変化を踏まえ、 時代の転換期に対応した計画を策定します。

#### 実現性の高い計画

財政状況の厳しいなか、財政計画を長期的視点で推計し、実現性の高い計画の策定を図ります。

#### 分かりやすい計画

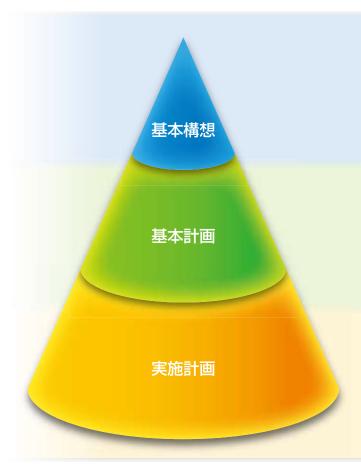
成果指標や目標を設定し、進捗度や達成度について住民に分かりやすい計画を策定します。

#### 各種計画との関連

総合計画は町が策定する最上位の計画であり、町の個別計画との整合性を図ります。

# 第2章 計画の構成

第5次玉村町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3部により構成します。それぞれの役割と計画期間は、次のとおり定めました。



基本構想は、長期的な視点に立った本町の「まちづくりの基本理念」と「めざす将来像」を示し、その実現に向けた基本目標を明らかにするものです。

基本構想の計画期間は、平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする10年間とします。

基本計画は、基本構想に掲げる「めざす将来像」を実現するために、行政の各部門において取り組むべき施策の体系を明らかにするものです。

基本計画の計画期間は、前期基本計画を平成23年度から平成27年度までの5年間、後期基本計画を平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

実施計画は、基本計画で定められた 施策を効果的に実施するための具体的 な事務事業等を明確にし、かつ、その 年次計画及び財政計画を示すものです。

実施計画の計画期間は3年間で、ローリング方式により毎年度見直しを行い、その進捗状況を把握します。

#### ■計画期間

基本構想(10年間 H23~H32年度)					
前期基本計画(5年間 H23~H27年度)	後期基本計画(5年間 H28~H32年度)				
実施計画(3年間 H23~H25年度)					
実施計画(3年間 H24~H26年度)					
実施計画(3年間 H25~H27年度)					

# 第3章

# 章玉村町の概況

# 1 位置と地勢

群馬県南部に位置する本町は、東京から100km圏内にあり、人口は約3万8千人、面積は25.81km<sup>2</sup>です。 前橋市、高崎市、伊勢崎市、藤岡市の4市に囲まれているほか、町の南側は埼玉県上里町、本庄市と接し ています。

本町の中央北側には利根川が、南側には烏川が流れ、両河川は町の南東部で合流しています。町内の地 形は平坦で、赤城山、榛名山、妙義山を一望できる自然環境の豊かな地域です。

気候は、夏に雨量が多く、冬に少ない太平洋型気候であり、「上州のからっ風」と呼ばれる赤城山から吹き降ろす季節風が特徴です。

# 2 歴 史

本町はこうした恵まれた環境を背景に、古くから中央、あるいは東国の拠点地域との密接な関係をもつ政治・文化・交通などの要衝として栄え、町内には当時をしのぶ文化財や歴史的建造物が散在しています。

#### ■原始・古代

本町が本格的に開発されはじめたのは古墳時代です。河川に沿った地域を中心に約200基もの古墳が確認され、ヤマト朝廷との関係もうかがえます。奈良時代には都と陸奥国を結ぶ幹線道路である東山道の道あとが発掘調査により発見されており、平安時代には玉村保・玉村御厨が存在したことが知られています。また、律令制の地方展開に伴う条里制の区画を確認することもでき、本町が進んだ地域であったことをうかがうことができます。

#### ■中 世

鎌倉時代になると、玉村御厨を開発した在地領主・玉村氏が上野国守護である安達氏の家臣として活躍し、「吾妻 鏡」や「蒙古 襲 来絵 詞」にも登場します。室町幕府が開かれると、関東管領である上杉氏が上野国の守護となり、広く関東の実権を握りました。しかし、関東で戦乱が続き、上杉氏の勢力が弱まる戦国時代には、上野国は北条氏康・上杉謙信・武田信玄の勢力争いの舞台となり、この三大勢力の境目にあった本町も、激しい戦いに巻き込まれていきました。

#### ■近 世

徳川家康により江戸幕府が開かれると、代官・伊奈備前守忠次が戦火で荒廃したこの地方の開発にあたり天狗岩用水を延長して滝川用水を開き、新田(上新田・下新田)が開発され、玉村宿がつくられました。また、日光例幣使と呼ばれる朝廷の使者一行が日光東照宮に参拝に向かう道である日光例幣使道(現在の国道354号)が整備され、町内には、玉村宿の他に五将宿が置かれました。当時の玉村宿には、茶館、設場とともに約50軒の旅籠屋があり、この地方の中心として栄えました。また、五料宿には、関所、渡船場があり、交通の要衝としての役割を果たすとともに、この地域には五料河岸・新河岸・川井河岸という三つの河岸が置かれ、木材の輸送や米などの積出し拠点として賑わいました。そのため、文化面でも京や江戸の新しい文化が早く伝えられ、多くの文人や和算家を輩出しました。

#### ■近現代

明治4年の廃藩置県で、本町の各地区は群馬県の管下となり、明治22年の町村制施行により、江戸時代からの村の合併が行われ、宝村町・芝根村・上陽村・滝川村が誕生しました。その後、昭和28年に施行された町村合併促進法により、昭和30年に玉村町と芝根村が合併し、さらに昭和32年に玉村町と上陽村及

び群南村の一部(旧滝川村の一部)が合併し、今日に至っています。

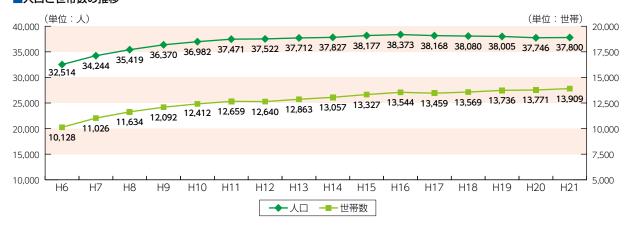
現在の本町は、前橋市、高崎市、伊勢崎市、藤岡市に囲まれて、その中心に位置しています。いずれの都市への通勤圏であることから、昭和40年後半から人口増加を続け、人口密度は1,476人/km²(平成17年国勢調査)と、県内でも有数の人口密度の高い田園都市になるとともに県立女子大学がある学園都市となっています。平成13年には利根川に第2の架橋・玉村大橋が完成し、平成27年度には国道354号のバイパスである東毛広域幹線道路が全線開通することから、周辺都市への利便性と町の発展の可能性がさらに高まることが期待されています。

# 3 人口構造

本町はこれまで周辺都市のベッドタウンとして人口増加を続け、平成16年には38,373人となりましたが、最近では減少傾向を示し始め、平成21年10月1日現在37,800人です。他方、平成21年10月1日現在の世帯数は13,909世帯で、世帯数はなお増加しています。

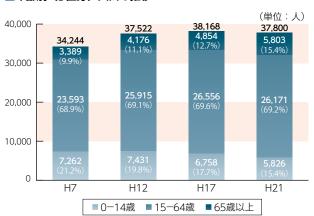
全国と同様、本町でも高齢者人口(65歳以上)は増加傾向、年少人口(0~14歳)は減少傾向にありますが、平成21年10月1日現在において、高齢化率は県内自治体のなかで最も低く(県全体23.2%、本町15.4%)、年少人口比率は高い部類に入ります(県全体14.0%、本町15.4%)。世代構成の若い、活力と可能性に富んだ町と言えます。

#### ■人口と世帯数の推移



資料:群馬県移動人口調査

#### ■年齢別(3区分)人口の推移



資料:平成7年、12年、17年国勢調査及び群馬県年齢別人口調査 (注)年齢不詳については15-64歳に含めています。

# 4 財政状況

平成21年度における一般会計の歳入総額は114.4億円、歳出総額は109.0億円です。歳入では、町税が45.9億円で歳入全体の約40%を占めています。町税については、平成18年度に税制改正があり、所得税(国税)から個人住民税(地方税)への税源移譲が行われたことにより平成19年度以降増加していますが、平成21年度は景気の低迷等による法人住民税の落ち込みが見られます。一方、歳出では、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費が38.3億円で歳出全体の約35%を占めており、増加傾向にあります。

基金現在高は、平成21年度末で38.5億円となっており、2年連続で減少しています。一方、地方債残高は、平成21年度末で93.4億円となっています。

自治体の財政力を示す指標である財政力指数は平成21年度で0.85(県内市町村の平均0.67)となっており、県内自治体のなかで高い部類に入り、比較的に財政力の豊かな町といえますが、一方、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は平成21年度で93.9%(県内市町村の平均89.9%)と高率を示しており、財政の硬直化が進んでいます。

なお、平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき地方公共団体に算定が義務づけられている「健全化判断比率」及び「資金不足比率」については、法律が適用された平成19年度決算以降、基準以上の指標はありません。

- ※平成21年度の歳入総額・歳出総額には、一度限りの事業(国庫支出金を財源)として実施した「定額給付金事業」及び「子育て応援特別手当事業」に関する経費(5.9億円)などが含まれています。
- ※「健全化判断比率」は4つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)からなり、いずれかが「早期健全化基準」または「財政再生基準」以上の場合は、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化に向けて取り組まなければなりません。

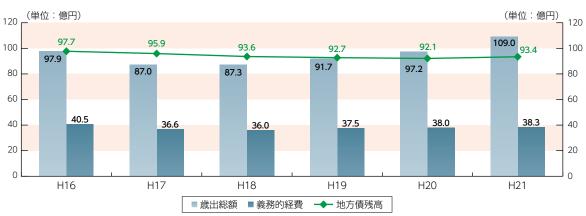
また、「資金不足比率」は水道事業会計や下水道事業特別会計などの公営企業会計について算出するもので、「経営健全化基準」以上の場合は、経営健全化計画を策定し、健全化に向けて取り組まなければなりません。

#### ■一般会計の歳入総額、町税、基金現在高の推移



資料:総務課

#### ■一般会計の歳出総額、義務的経費、地方債残高の推移



資料:総務課



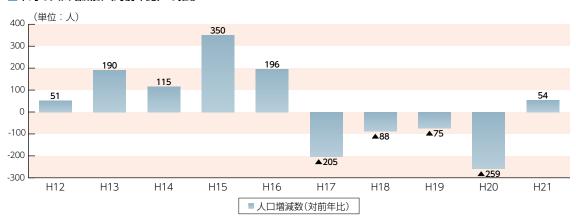
# 玉村町を取り巻く社会潮流

# 1 人口減少時代への移行

我が国は、人口減少時代を迎えています。群馬県の人口は、平成12年には202万人でしたが、平成21年には201万人へと減少しています。

本町の人口も、平成17年から転出超過が続き、人口減少に転じました。こうした減少傾向が続けば、平成32年の人口は35,600人前後に減少し、多くの働き手が含まれる生産年齢人口(15~64歳)も、平成21年の26,171人から、平成32年には22,400人前後に減少すると推計されています。こうした人口減少に伴い、本町の地域経済は低迷し、税収も減少する可能性があります。

#### ■本町の人口増減数(対前年比)の推移



資料: 群馬県移動人口調査

# 2 少子高齢化の進行

価値観の変化や晩婚化などを背景とした少子化が進行し、群馬県の年少人口(0~14歳)は平成12年の31万人(構成比15.2%)から平成21年には28万人(同14.0%)に減少しています。また、長寿化や団塊世代の高齢化に伴い、群馬県の高齢者人口(65歳以上)は、平成12年の37万人(同18.1%)から、平成21年には47万人(同23.2%)へ増加しています。

少子高齢化の進行は、本町にもあてはまり、本町の年少人口は、平成12年の7,431人(構成比19.8%)から平成21年には5,826人(同15.4%)へと減少し、高齢者人口は平成12年の4,176人(同11.1%)から平成21年には5,803人(同15.4%)へと増加しています。

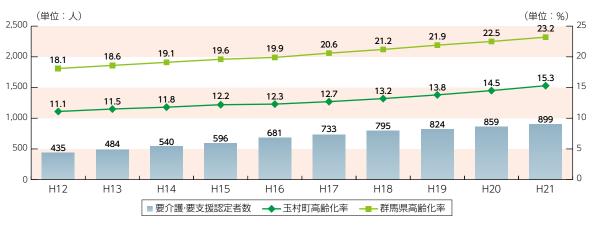
少子高齢化の進行に伴い、本町の次代の担い手は減少し、様々な領域で後継者が不足して地域の活力が低下する可能性があります。さらに、平成32年には、4人に1人は高齢者となる時代を迎えることになり、医療や介護に関する需要が増大する可能性があります。

#### ■本町の年少人口構成比と小学校児童数の推移



資料:群馬県年齢別人口調査、学校教育課

#### ■本町の高齢化率と要介護・要支援認定者数(第1号被保険者)の推移



資料:群馬県年齢別人口調査、健康福祉課

# 3 地球環境問題の深刻化

世界人口の増加や世界経済の発展に伴い、自然の復元力を超えた資源の採取や消費が行われ、地球温暖化、生態系の破壊、砂漠化などの地球環境問題が発生しています。中でも地球温暖化は、集中豪雨、干ばつ、異常気温などの要因となり、人々の安全な暮らしや安定した農作物の収穫を脅かしています。本町においても、ゲリラ豪雨や猛暑により、道路冠水や熱中症患者が発生しています。

我が国では、2020年の温室効果ガス排出量を1990年時点より25%削減する目標を掲げ、社会全体で化石燃料の使用を抑制し、二酸化炭素の排出を低く抑えた低炭素社会の実現を目指しています。住民一人ひとりが省エネルギー、自然エネルギーの活用、リサイクルなどに取り組み、環境に優しい社会を築くことが求められています。

# 4 情報・知識の時代

インターネットや携帯電話は日常生活に不可欠な道具となり、誰もがパソコンや携帯電話を通じて様々 な情報を入手できる便利な時代になりました。

情報通信技術はさらに進化し、近い将来には「いつでも、どこでも、何でも、誰でも、欲しい情報にアクセスできる便利な社会」が実現すると言われています。便利で快適な地域社会の実現や地域企業の発展に向けて、行政情報の提供、申請手続き、地域情報の発信などをはじめとして、様々な分野で情報通信技術を活用することが重要になっています。

一方で、有害な情報も身近にあふれ、犯罪に巻き込まれる危険性も高まり、有害な情報から子どもたちを守ることや、情報を適切に取り扱う能力を高めることが重要になっています。

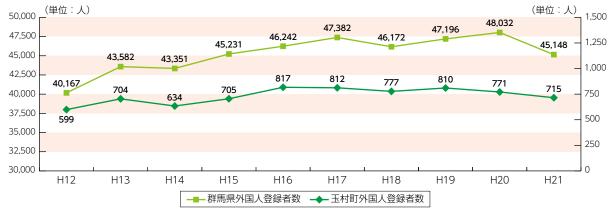
# 5 グローバル化の進展

情報通信技術の進歩、国際的な交通網や物流網の発展などに伴い、人、モノ、情報、資金は地球規模で行き交う時代になりました。様々な分野で、国境を越えた交流が密接になり、国際的に活躍できる企業や人材を育てることが重要になっています。

こうしたグローバル化(地球規模化)の進展は、企業に対して国際的な競争力の確保を促し、生産施設 の海外移転、非正規雇用の拡大、外国人の就労などをもたらしています。

県内で暮らす外国人は増加傾向にあり、本町で暮らす外国人も平成12年の599人から平成21年の715人へと増加しています。外国人の増加に伴い、異なる生活習慣や文化を尊重し、地域社会の一員として外国人を受け入れる「多文化共生」の考え方が重要になっています。外国人との交流機会を広げるとともに、外国人が暮らしやすい地域社会を築くことが必要になっています。

#### ■県及び本町の外国人登録者数の推移



資料:住民課、群馬県国際課

# 6 地域主権への転換

地域のことは地域に暮らす住民が決める「地域主権」を確立する方針を国が打ち出したことにより、国の権限や財源が、徐々に都道府県や市町村に移される可能性があります。

より多くの権限や財源が市町村に移されれば、まちづくりの自由度や創意工夫の幅が広がり、地域の力が、 まちづくりの良し悪しや暮らしやすさを左右することになります。

まちづくりに向けた地域の取り組み姿勢は一層重要になり、住民主体のまちづくりを進める必要性が高まるとともに、まちづくりに対する住民の責任も重みを増しています。

そこで本町では、平成19年4月にまちづくり全般にわたる指針となる自治基本条例を施行し、住民の町政への参画と協働によるまちづくりを進めることとしました。町と住民、地域の諸団体などが連携し、地域の力を十分に発揮することや、行政としての政策立案や事業遂行の能力をさらに高めることが必要になっています。

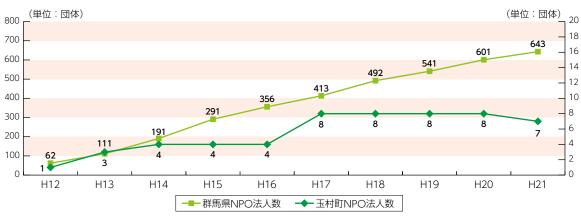
# 7 地域との協働の広がり

住民の意向に基づいた住民主体のまちづくりを実現するためには、住民や地域の諸団体がまちづくりに 積極的に参加することが必要です。限りある財源、人材、地域資源などを有効に活用して、住民が期待す るまちを実現するためには、住民、地域、NPO、ボランティア団体、企業などと行政が連携してまちづく りを進めることが重要になります。

県内ではNPOの活動が広がり、平成12年には62団体だったNPO法人が、平成21年には643団体に 増加しています。

本町では、平成12年にNPO法人が初めて設立され、平成21年には7団体に増加しています。さらに、本町は、住民やボランティア団体、NPOなどとの協働の活動拠点として、平成22年5月に住民活動サポートセンターを設置するとともに、地域の絆づくりに貢献する活動を支援し、協働の広がりを促しています。

#### ■県及び本町のNPO法人数の推移(累計値)



資料:内閣府HP(各年12月末現在)

# 第5章

# 章玉村町の主要課題

# 1 健康・福祉分野

#### ■高齢化に対応した福祉サービスの充実

本町でも、今後、急速に高齢化が進行することが予測されます。高齢者や障がい者が地域社会で安心して生活ができるように福祉サービスの充実を図っていくとともに、将来寝たきりや認知症にならないための介護予防事業の充実が必要です。

#### ■健康づくりと地域医療体制の充実

本町では、死因別死亡原因の約6割を生活習慣病が占めています。生活習慣病の一次予防に向けて、健康診査の充実と健康づくりの推進が必要です。また、病気になったら誰でも必要な医療が受けられるように地域医療体制を充実させることが必要です。

#### ■子育て支援環境の充実

本町では、各小学校区に保育所、児童館を整備し、保育サービスや放課後児童クラブなどの充実に努めてきました。さらに、地域子育て支援センターなどを整備し、子育てがしやすい環境づくりに取り組んできました。今後も、働き盛りの世代が魅力を感じるまちとするため、延長保育などの多様な保育サービスの一層の充実を図っていく必要があります。

# 2 教育・文化分野

#### ■生きる力を育む学校教育の充実

社会の急速な変化や情報の氾濫などに対して、児童生徒は「生きる力」を身につけることが一層必要となっています。そのためには、学校・家庭・地域が一丸となって「確かな学力」「豊かな人間性」「心身の健康と体力」を育む教育を進めることが必要です。

#### ■生涯学習環境の充実

住民が生きがいと誇りを持って暮らすことができるよう、どの年代の人も学習することのできる魅力あるプログラムや、利用しやすく快適な学習環境の提供を通して、生涯にわたる学習の機会を充実させることが必要です。

#### ■歴史資産の有効活用

本町は日光例幣使道の宿場町として栄えた歴史があります。また、町内には歴史的な建築物や祭り等の有形・無形の文化財などの歴史資産が多数あります。これらを保護するとともに、まちづくりに有効に活用していくことが必要です。

# 3 自然・環境・安全分野

#### ■自然環境の保全推進

本町を流れる利根川や烏川などの河川敷には自然樹林が残されており、良好な水辺の景観を保っているほか、動植物の生息環境にもなっています。こうした自然環境を保全していくためにも、住民一人ひとりの環境問題に対する意識を高め、環境保全活動を推進していくことが必要です。

#### ■環境に優しいまちづくりの推進

地球環境問題の中でも、地球温暖化は異常気象などを引き起こし、身近な問題となりつつあります。地球温暖化を防止するため、太陽光などの自然エネルギーの活用、省エネルギーの普及、廃棄物の減量化、リサイクルなどを積極的に推進し、環境に優しいまちづくりを進めることが必要です。

#### ■安全・安心な地域の構築

住民意識調査によれば、防犯体制の強化、交通安全対策の充実などが強く期待されています。住民の安全を守るため、行政と警察の連携を一層図るとともに、地域や防犯活動ボランティア団体などと協力し、 事件や事故の防止に努めることが必要です。

### 4 産業経済分野

#### ■新たな産業集積の促進

平成24年度には関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ(仮称)が開設され、平成27年度には東毛広域幹線道路が全線開通します。従来にも増して交通利便性、地理的優位性が高まることを積極的に受けとめ、地域経済の活性化や住民の雇用機会の確保に向けて、生産・物流施設等の立地や、商業・業務機能の集積を促進することが必要です。

#### ■地域産業の振興

本町の農業については、国際的な価格競争や担い手不足などに伴い、農業生産額が減少しています。高付加価値化や販路の工夫などを通じて経営基盤を強化するなど、担い手を支援していくことが必要です。

工業については、町内企業の経営安定化や新規事業の展開のための支援を行うことが必要です。また、商業については、買物利便性の向上や、購買力の流出防止に向けて集客力を高めることが必要です。

さらに、文化財や歴史資産、花火大会などの地域資源を、魅力ある観光資源として活用することにより、 観光を本町の新たな産業としていくことが必要です。

# 5 都市基盤分野

#### ■適正な土地利用の推進

本町では、平成3年に市街化区域及び市街化調整区域の区域区分(線引き)を行いましたが、依然として農地、住宅地等の混在化がみられます。このため、それぞれの区域の特性を活かしながら優良な農地の保全や良好な住環境の形成等に向けた土地利用を促進して混在化の解消を目指すとともに、特に市街化区域内の低・未利用地の活用を促す必要があります。

#### ■都市基盤施設の整備・更新と利便性の向上

日常生活の利便性と快適性をさらに高めるため、道路や下水道などの基盤施設の整備や、老朽化した水 道施設などの基盤施設の更新を計画的に進めるとともに、より安全なまちとするため、防災機能の向上を 図ることが必要です。

さらに、高齢者の増加を踏まえて、日常生活の移動を支える路線バスや乗合タクシーなどの地域公共交通を充実していく必要があります。

# 6 協働・行財政分野

#### ■協働のまちづくりの推進

本町では、まちづくり全般にわたる指針であり、住民参画と協働のまちづくりを町政の基本とする自治基本条例を平成19年4月に施行し、平成22年5月には住民やボランティア団体、NPOなどとの協働の活動拠点として住民活動サポートセンターを開設しました。これらを基礎として、今後は協働のまちづくりを具体化していく必要があります。住民や行政職員の協働に対する意識の醸成、住民が活動しやすい環境づくりや推進のための仕組みづくりなどを進め、子ども、高齢者、外国人をはじめとして誰もが暮らしやすいまちを実現することが必要です。

#### ■行財政改革の推進

本町が将来にわたり充実した行政サービスを提供するためには、施策・事業の成果管理、民間活力の導入推進による行政組織のスリム化等を通じて、行財政改革を進めることが必要です。

さらに、働く世代の定住促進、企業誘致などを通じた財源の拡大、意義の薄れた事業や成果の乏しい事業の見直しによる経費削減などを進め、健全な財政状況の維持に努めることが必要です。

# 第2部 基本構想

第1章 玉村町の将来像

第2章 まちづくりの基本目標

第3章 土地利用方針

第4章 地域経営の基本方針

# 第一章玉村町の将来像

本町の自治基本条例では、住民参加と協働のまちづくりを基本理念に掲げています。この自治基本 条例の考え方を踏まえ、今後10年間を計画期間とする基本構想を定めます。

# 1 まちづくりの基本理念

今後10年間のまちづくりを進めるうえでの基本的な考え方として、まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

#### (1) 安心できるまちづくり

住民が幸福に暮らすためには、その前提として、安全で安心できる地域社会を実現することが不可欠です。 常に住民の視点に立ち、きめ細かい行政サービスの提供に努め、住民が安心できるまちづくりを進めます。 また、小規模な町だからこそ実施できる、人とのふれあい豊かな取り組みを積極的に実践し、住民が幸せ に感じるまちづくりを進めます。

#### (2) 協働のまちづくり

社会環境の変化や住民の価値観の多様化は、地域社会に対して新たな課題を生み出しています。地域社会の安全確保、良好な生活環境の形成など、行政だけでは対応が困難な課題、地域の関係者が協力して取り組まざるを得ない課題も増えています。また、課題解決も、住民の意思、知恵、行動力に基づいて取り組むことが求められています。住民が納得したまちづくりを進め、併せてより大きな公共を実現するために、住民、地域、NPO、団体、大学、企業などと行政による協働のまちづくりを進めます。

#### (3) 自律のまちづくり

地域のことは地域に住む住民が決める地域主権の時代を迎えようとしています。住民がまちづくりに参加しやすい環境を整え、住民の意思を尊重して政策を決定し、住民とともにその選択に対して責任を持つ住民自治の風土、地域自律の風土を育てます。

そして、本町固有の政策課題や住民ニーズを把握し、条例等の法的な手法の活用や県・周辺自治体等との連携はもとより、創造性ある柔軟な発想で解決していく住民本位の行政運営を進めます。

#### (4) 活力のあるまちづくり

本町では、今後10年間において、高崎駅を起点として、伊勢崎市、太田市などの県内主要都市を結び、板倉町に至る東毛広域幹線道路が全線開通します。また、関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ(仮称)が整備され、高速交通網に直結するなど、交通の利便性が一層、増大します。

このような環境を活かして、本町の農業、工業、商業などの地域産業の振興と活性化を図るとともに、広域的な交流を促進し、地域に活気があるまちづくりを進めます。

# 2 めざす将来像

まちづくりの基本理念に基づき、本町が実現すべきまちの姿として、以下の「めざす将来像」を定めました。

# 県央の 未来を紡ぐ 玉村町

県央に位置する本町は、東毛広域幹線道路の整備、関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ(仮称)の開設に伴い、県内有数の交通利便性に優れた地域になるとともに、県内の主要都市をつなぐ要となります。この恵まれた環境を活かし、産業の集積を進めて活気ある地域経済を実現するとともに、安全で安心して暮らしやすい生活環境を整えます。小規模ながらも活力と安心を兼ね備えたまちは、自治基本条例に基づき、住民や地域、NPO、団体、大学、企業などとの協働によって実現することになります。こうした本町の将来の姿を、「県央の 未来を紡ぐ 玉村町」と表現し、めざす将来像とします。





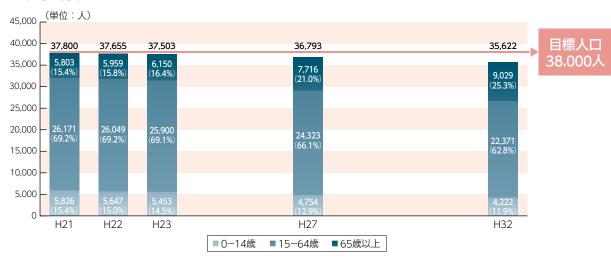
# 3 将来の人口

#### (1) 将来人口

最近の本町の人口は、平成17年から減少傾向に転じました。この傾向をあてはめて将来の人口を見込むと平成32年には35,622人と推計されます。

しかし、東毛広域幹線道路の整備などによる交通利便性を活かし、魅力あるまちづくりに努めることで、計画の最終年度である平成32年における人口は、現在と同様の38,000人を維持することを目標とします。また、現在、本町の生産年齢人口(15~64歳)の割合の高さは県内で最上位に位置しています。働き盛りの方の転入促進策を進め、10年後(平成32年)においてもその高さが県内最上位に位置することを目指します。

#### ■本町の将来の人口



- (注) 将来推計人口はコーホート変化率法による推計値
- (注) 平成21年は実績値(群馬県年齢別人口調査)



#### (2) 将来世帯数

本町の世帯数は、人口増加や核家族化に伴い、これまでほぼ一貫して増加してきました。これに対して、1世帯当たりの世帯人員は、核家族世帯や単身者世帯の増加に伴い、減少傾向にあります。

最近の核家族化の傾向をあてはめて将来の世帯人員を推計すると、本町の平成32年の世帯人員は2.58人/世帯になります。平成32年の将来人口が、推計値のとおり35,622人となった場合には、平成32年の世帯数は現在とほぼ同様の13,834世帯となります。

また、平成32年の目標人口38,000人が確保できた場合には、世帯数は現状を上回ることになります。

#### ■本町の将来の世帯数





# 第2章 まちづくりの基本目標

本町のめざす将来像「県央の 未来を紡ぐ 玉村町」を実現するため、分野ごとに、次の6つの基本目標を定めます。

# 1 健康・福祉分野

### 子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち

「子育てするなら玉村町」をスローガンに掲げ、子どもが夢と希望を抱き、親が安心して子育てと仕事を両立できる、子育てしやすいまちを実現します。地域でとに保育所や児童館を備えた本町の特長を活かし、子育て支援体制をさらに充実させます。さらに、保健センター、地域子育て支援センター、児童館等での相談体制を充実させて、子育てに不安や悩みを抱える親が、気軽に相談できるなど、きめ細かな対応を図ります。また、住民一人ひとりが若いころから、自ら進んで健康づくりに取り組める環境を整え、健康で生きがいを持って働けるまちを実現します。さらに、高齢者や障がい者に対する支援を充実させて、高齢者や障がい者が、住み慣れた地域でいつまでも生活できる温かいまちとします。

地域医療については、県や医師会等と連携して診療体制を充実させて、いつでも必要な医療が受けられる地域医療体制を築くとともに、保健・医療・福祉の連携を進め、誰もが安心して暮らせるまちを実現します。

# 2 教育・文化分野

# 心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にするまち

学校・家庭・地域社会が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚して連携・協力し、変化の激しい世の中を心豊かにたくましく生き抜く子どもが育つまちを実現します。

住民一人ひとりが心豊かな人生を送ることができるよう、文化センター(図書館・公民館・歴史資料館等)の機能や内容などを一層充実させ、いつでも・どこでも・誰もが生涯にわたって学習できる環境を築くとともに、スポーツが盛んで健康的なまちを実現します。

また、大学などとの連携を図り、住民一人ひとりが生き生きと活動できる教育のまちとします。

さらに、宿場町として栄えた歴史や伝統などを尊重し、本町の優れた歴史文化の保全・継承に努めるとともに、郷土の歴史資産や文化財を教育やまちづくりに積極的に活かすまちを実現します。

### 3 自然・環境・安全分野

# 豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち

利根川と烏川に抱かれた本町は、豊かな自然環境とそれを活かした暮らしを培ってきました。生態系と暮らしを支える水辺や農地などを保全し、自然環境と共生したまちを実現します。省エネルギーや自然エネルギーの活用を進め、地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの排出量を抑えるとともに、多様なリサイクルの仕組みを整えて循環型社会を築き、地球環境に優しいまちを実現します。

また、子ども、女性、高齢者などが安心して生活できるよう、行政、警察、住民等が協力して防犯対策に取り組み、犯罪が起こりにくい防犯力の高いまちを実現します。さらに、交通安全施設の充実、交通規則の徹底などに努め、子どもや高齢者の交通事故のない安全なまちとします。また、地震、集中豪雨などの自然災害や火災などに備え、防災対策や消防体制を強化し、災害に強い安全なまちを実現します。

# 4 産業経済分野

### 地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち

関越自動車道、北関東自動車道、上信越自動車道に近接した本町の優れた交通条件や、東毛広域幹線道路の整備や関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ(仮称)の開設を活かし、産業集積に努めて地域経済の活性化と就業機会に恵まれたまちを実現します。

農業については、意欲的な農家を積極的に支援して高付加価値化を進めるとともに、自然環境保全、文化伝承、景観形成など農業が持つ多面的機能を維持します。

工業については、新たな産業用地の確保や既存工業団地の拡張を図り、進出企業を増やします。町内企業については、安定した経営が行われるように、経営基盤の強化に向けた支援などに取り組みます。

商業については、魅力ある商品やサービスを提供する商店を増やすとともに、地域商業との共存に配慮しつつ、魅力ある商業機能の集積を図り、町外からも買物客が集まるまちを実現します。

さらに、観光については、関係機関・団体と連携を取りながら、文化財や歴史資産、花火大会などの地域資源の情報発信に努めるとともに、地域の特性を活かした魅力ある取り組みとすることにより、町外から人が訪れるまちとします。

### 5 都市基盤分野

# コンパクトで利便性と快適性が高いまち

地域特性と調和し、潤いある景観形成などに配慮した良好な住宅地が形成されるよう、土地利用を誘導します。東毛広域幹線道路の整備に合わせ、道路をはじめとする基盤施設の整備を進めるとともに、ライフラインとして生活に不可欠な上下水道を計画的に整備・更新し、災害に強いまちを実現します。

また、高齢者の急増に備え、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインを積極的に取り入れるとともに、通院や買物に利用しやすい地域公共交通の充実、歩行者や自転車利用者が安心できる道路づくりを進め、利便性と安全性が高く、快適な生活環境を実現します。

さらに、面積が小規模で平坦な本町の特長の活用、市街化区域への重点的な整備などを通じて、効率的な地域経営につながるまちを実現します。

# 6 協働・行財政分野

### 地域力を発揮する、住民主役のまち

住民が地域の問題に関心を持ち、課題解決に参加する自治意識の高いまちを実現します。住民、地域、NPO、団体、大学、企業、行政などが交流しやすい環境を整え、地域の課題解決に向けて様々な協働の取り組みが生まれる地域力の高いまちとします。住民や地域の様々な団体が行政との協働に取り組むことで、まちづくりやサービスの幅を拡大し、豊かな生活しやすい地域社会を築きます。また、住民の主体的なまちづくり活動やボランティア活動を積極的に支援し、住民主役のまちを実現します。

さらに、行財政改革を進めて組織をスリム化するとともに、効率的な地域経営を進め、自律したまちづくりの継続と財政基盤が堅固なまちを実現します。

※「地域力」とは、住民、地域、NPO、団体、大学、企業、行政など地域の様々な主体が連携・協働することによって、地域の課題の解決や地域の魅力を高めていく力をいいます。

# 第3章

# 章 土地利用方針

本町の土地利用は、農地、住宅地、商業・業務地、工業地、水辺・緑地に大別することができます。 広域的な道路網に恵まれた本町では、幹線道路の沿線地域等に対して開発需要が予想されますが、良 好な住環境の維持、自然環境や歴史的景観との調和に努めつつ、以下の基本方針に基づき、計画的な 土地利用を図ります。

# 1 農 地

農地と住宅地が混在するスプロール化を抑制し、農業生産を支える優良農地の維持に努めます。農地が減少する中で、農地は本町の生態系を支えるとともに、良好な生活環境や景観形成にも貢献しています。 農地が備える多面的機能を尊重し、身近な緑地・自然環境としての農地を計画的に保全します。

# 2 住宅地

市街化区域では、都市基盤施設や防災施設の整備を進め、快適で安全な生活環境の形成を図ります。農地と住宅地が混在する地域では、良好な住環境の形成に向けて適正な土地利用を進めます。さらに、転入促進に向けて、周辺環境との調和に配慮しつつ、新たな住宅地の形成を促します。

# 3 商業・業務地

県央と東毛各都市とを連携する東毛広域幹線道路の沿線地域に対して、商業機能や業務機能の集積を図ります。また、住民の生活利便性向上を目指して、既存商業地や幹線道路の沿線地域に対して魅力ある商業空間の創出を促進します。

# 4 工業地

既存工業地については、周辺環境との調和に配慮しつつ、工場等の集積を促進します。東毛広域幹線道路の整備に合わせて、町内への産業集積が進むよう、将来の発展につながる土地利用を図ります。

また、利根川の北部については、北関東自動車道が全線開通されることから、広域的な道路網を活かすことのできる土地利用を図ります。

# 5 水辺・緑地

利根川・烏川は、多様な生物が生息する自然環境として保全に努めます。河川敷は、憩いと潤いを与える水辺空間・緑地空間として活用を図ります。また、滝川・藤川は、身近な水辺空間として活用を図ります。 身近な緑地である公園は、住宅地を中心として適正配置を行います。



# 章地域経営の基本方針

周囲を合併都市に囲まれた本町が、埋没することなく持続的発展をしていくためには、まちづくりを財政的視点から捉えた地域経営の基本方針を持つことが必要です。

本町では、今後10年間に、地域を支える納税者が減少し、税収も減収することが見込まれます。その一方、高齢者は急増し、福祉・医療需要は確実に増大することになります。こうした状況に対処するためには、地域の担い手となる若い世代の転入を促すことや、若い頃からの健康づくり、高齢者の介護予防の徹底などを計画的に進めることが必要になります。このため、地域経営の基本方針を次のように定め、長期的な視点に立った町税等の自主財源の確保や事業の効率化・重点化などに努め、健全で安定的な財政基盤づくりを進めます。

#### (1) 若い世代の転入促進

本町の人口は減少傾向にあることから、計画的に働き盛りの転入者を増やす施策・事業を実施し、税収維持、活力増強に努めます。そのため、下記の取り組みを実施します。

- ●安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て支援体制を充実します。
- ●周辺都市に向けて通勤通学がしやすいよう、道路網などを充実します。
- ●宅地開発による住宅用地の確保や雇用の場である事業所の立地促進に向けて、計画的な土地利用を進めます。

#### (2) 生涯を通じた健康づくり

本町では、今後高齢者の急増に伴い、生活習慣病や要介護者が増加することによる医療費や介護経費の 増大が見込まれます。このため、若い頃から自ら進んで健康づくりに取り組むための基盤整備と、高齢者 の介護予防事業を重点的に進め、医療・介護経費の圧縮を図ります。そのため、下記の取り組みを実施し ます。

- ●生活習慣病の一次予防に向けて、食育や運動などの健康づくりを進めます。
- ●高齢者に対して、社会参加や介護予防対策を促し、要介護者を減らします。
- ●疾病の早期発見に向けて、健康診断を充実します。

#### (3) 固定費の圧縮

「玉村町経営改革大綱」及び「玉村町経営改革実施計画」に基づき、施設の維持管理費、人件費などの固定費圧縮に努めてきましたが、税収が減少する中で、住民サービスに必要な財源をできるだけ多く確保するためには、施設整備の抑制、都市基盤施設等の維持管理の効率化などを通じて、さらなる固定費圧縮が必要です。そのため、下記の取り組みを実施します。

- 新たな施設整備は必要最小限にします。
- ●指定管理者制度や業務委託などの民間活力の導入を推進し、公共施設の維持管理費を圧縮します。
- ●職員定数の適正な管理を行います。
- ●周辺都市との広域連携を図り、事業の効率化を進めます。